

山梨県立中央病院医療事務業務委託契約書

委託者（甲） 地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院 院長 小嶋 裕一郎
受託者（乙）

上記当事者間において、山梨県立中央病院医療事務業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別添「山梨県立中央病院医療事務業務委託仕様書」に規定する業務（以下、「医療事務」という）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託の期間）

第2条 本契約の期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金 円（取引に係る消費税及び地方消費税を除く）
を上限とする。

2 乙が請求する契約金額は、前項に定める金額に甲により契約行為の検査、検収が完了した日における消費税及び地方消費税を加算した額とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第3号の規定に該当する者は、これを免除する。

（医療事務の実施）

第5条 乙は、医療事務の実施に当たっては、誠意と責任をもって行うものとする。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、医療事務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を厳守し、この契約の期間及び委託期間終了後も第三者に漏らしてはならない。

（調査等）

第8条 甲は、乙が実施する医療事務の処理状況について、隨時調査し、若しくは必要な報告を求め、又は医療事務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(実績報告および検査)

- 第9条 乙は、毎月、仕様書に基づく業務報告書を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、委託業務のうち「総合電話予約センター」については、仕様書に示した人員に適合していないと認める時は仕様書に定める基準により委託料を減額するものとし、毎月の業務報告書で乙の実績を確認する。
- 3 甲は、前項により委託料の支払額を確定し、これを乙に通知するものとし、この通知をもって、受託者は、検査に合格したものとする。

(委託料の支払い)

- 第10条 甲は、本契約に基づく委託料の24分の1の額を上限とし、請求により乙へ支払うものとする。ただし、円未満の端数がある場合には、最終の支払い加えて支払うものとする。
- 2 乙は、前条の規定による甲の検査確認を得た後、甲に対して委託料の支払いを請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(契約の変更・中止等)

- 第11条 甲は、必要と認めるときは、医療事務の内容又は一時中止することができる。
- 2 前項の場合において、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 3 前項の協議を行う場合、変更の1月前までに行うものとする。
- 4 新たに、甲が直接行うこととする外来受付業務等について、甲からの要請があった場合、甲乙協議の上、対応するものとする。

(履行の責任)

- 第12条 この契約に基づく医療事務の履行についての責任は、甲の責めに帰する理由による場合を除き、乙がこれを負うものとする。

(雇用者の管理責任)

- 第13条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、職業安定法その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理しなければならない。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告なしにこの契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (2) 契約の履行に当たり、不当な行為があったとき、又はあると明らかに認められるとき。
- (3) 故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(5) その他この契約に違反したとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(事務の引き継ぎ)

第15条 この契約の期間中に、甲が当該契約期間終了後の医療事務の委託契約の新たな相手（以下、「新業者」という。）を決定した場合には、乙は、乙の責任において新業者に対し速やかに当該事務の遂行に必要な引き継ぎを行わなければならない。

(信義則)

第16条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(賠償責任)

第19条 乙は、故意もしくは過失により、この契約による業務に関して、甲に損害を与えたときは、甲に対して損害の責を負うものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第20条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められる

ものにあっては、未履行部分に相当する額)に対して、民法404条第2項に定められた割合で計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の金額が百円未満であるときは、この限りではない。

- 2 甲の責めに帰する事由により、第3条の規定による委託料の支払いが遅れた場合は、乙は未受領金額につき、甲に対して遅延利息を請求することができる。この場合において、遅延利息の額は、政府契約の遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の第8条の規定を準用する。

(疑義等の決定)

第21条 この契約の履行に関し疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項について
は、必要に応じ甲と乙が協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、
各自1部を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山 梨 県 立 中 央 病 院
院長 小嶋 裕一郎

乙

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 取得の制限

- 1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 安全確保の措置

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

第8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第11 実施責任

- 1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが

行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

- 2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

第12 調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

第13 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第14 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。